いじめ防止等のための学校基本方針(令和5年度)

丹波市立三輪小学校

いじめの防止等(いじめの基本認識、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、 学校と家庭・地域・関係機関等との連携等)について以下に示す基本的な考えを基に策定する。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 (いじめ防止対策推進法第2条)

(2) 具体的ないじめの態様(例)

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

(3) いじめの基本認識

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解 を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

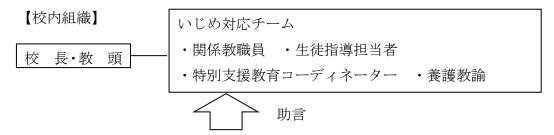
平成29年8月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」(改訂版)より

2 学校の取組方針及びその内容

(1) いじめの防止等のために三輪小学校が実施する施策

- ア)いじめの防止のための「いじめ防止等のための学校基本方針」の策定について 次の諸点に留意し、本校のいじめの防止等の取組の基本的方向や取組内容をまとめた「い じめ防止等のための学校基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を次の点に留意して 定めるものとする。
- ①学校基本方針策定に当たっては、国の基本方針、兵庫県及び市基本方針を参考にする。
- ②学校基本方針は、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止 等全体に係る内容とする。
- ③学校基本方針に実効性を持たせるために、取組内容等はできるだけ具体的に明示する。
- ④策定した学校基本方針は、毎年見直し、学校だよりやホームページへの掲載などにより、保 護者や地域住民、児童への周知を図る。
- イ) いじめの防止等の対策のための組織について

学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等を組織的・実効的に行うために、その中核となる常設の組織としていじめ対応チームを設置する。児童及び保護者に対しては、学校のいじめ対応チームの存在及び活動が容易に認識されるような取組を実施する。いじめ防止等の対策のため次の組織を構成する。



外部専門家(学校いじめゼロ支援チーム・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・ 教育相談員・校医・駐在・民生児童委員・家庭児童相談係)

※重大事態のために調査を行う場合には、校内組織を母体としつつ適切な外部専門家を加え対応 する。

【いじめ対応チームの役割】

- ・いじめの未然防止のための、児童の実態把握、および、いじめが起きにくい・いじめを許さな い環境づくり
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての対応
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る 情報の収集と記録の共有
- ・いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。)を把握

した場合の、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート 調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

- ・いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制、対応方針の決定、保護者との 連携といった組織的な対応
- ・「学校**い**じめ防止基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・ 修正
- ・「学校<mark>いじめ防止</mark>基本方針」における年間計画に基づくいじめの防止等に係る校内研修の企画 と計画的な実施
- ・「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直し(PDCAサイクルの実行を含む。)

(2) いじめの未然防止

いじめは、どの児童、どの学級・学校でも起こり得るという認識、またどの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実に基づき、児童をいじめ被害から守り、いじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が日常的に積極的に取り組んでいく。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全児童に「いじめは人として決して許される行為ではない」ことの理解を深めさせることをはじめ、いじめに向かわない態度・能力、ストレスに適切に対処できる力、自己有用感や自己肯定感を育む教育指導に粘り強く、精力的に取り組むこととする。このことが、教育の質を一層向上させ、学校に秩序と活力を生み出すことにつながるとの認識のもと、いじめの未然防止のために、学校をあげて以下のとおり取組を推進する。

また、未然防止の取組の状況を定期的に点検・検証し、計画的・体系的にPDCAサイクルに 基づく取組を継続する。

ア)「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。

(教職員の共通理解、児童への日常的な働きかけなど)

イ) 児童一人一人の様子や学級の状況を的確に把握する。

(教職員の気づき、定期的な実態調査、定期的な教育相談等)

- ウ) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりに努める。
 - (児童との信頼関係の構築、教職員の協働体制、自己肯定感・自己有用感の醸成、児童の自 発的・自治的活動の支援等)
- エ) 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。 (授業についていけない焦りや劣等感からくるストレスを生じさせないために「わかる・できる・のびる」授業の実現)
- オ) 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる取組を推進する。
 - (人権教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の推進、人間関係を構築する能力の育成、性 同一性障害や新型コロナウイルス等に関する正しい理解の促進等)
- カ)スマートフォン、携帯電話、ゲーム機等によるインターネット上のいじめは重大な人権侵害 に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるとともに、保護者

の責務を周知する。(情報モラル教育等の充実)

キ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動)

ク)いじめの未然防止に向けて、保護者や地域へ積極的に働きかけるとともに意見交換・協議を する場を設ける。

(学校基本方針、いじめの問題性、家庭教育の大切さ等)

ケ) 学校運営協議会等にもいじめに関する学校の取組の理解や協力を依頼する。

(3) いじめの早期発見

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いでカモフラージュして行われたりすることにより、発見や対応が難しい。ケンカやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある。したがって、たとえ些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早期に的確に関わりを持ち、軽視することなく積極的に認知するよう努める。

また、いじめの傍観者とならないよう、児童一人一人がいじめを許さない強い気持ちを持ち、いじめを見つけたら自分たちの手でいじめをなくそうとする態度を育てることが必要である。このため、いじめを自らの問題として受け止め、自分たちにできることを主体的に考えて行動できる力の育成、児童がいじめを訴えやすい体制づくりや児童理解・教育相談の時間「ほっこりタイム」の定期的な実施、教職員のいじめ認知能力の向上を図る研修等を、以下のとおり計画的に実施する。

- ア)児童を対象に定期的ないじめに係る実態調査及び教育相談の時間「ほっこりタイム」の実施
- イ)いじめに関して相談・通報できる学校の窓口や組織、丹波市内外の相談窓口について、入学 時や各学年の初めの時期に周知
- ウ) 児童の小さな変化も見逃さない教職員の体制づくりと資質向上を図る研修の実施
- エ) 日記、連絡帳等による児童の悩みや訴えの早期発見
- オ)教育相談の時間や家庭訪問等の機会を活用した保護者等との連携

(4) いじめへの対処

いじめを認知した場合、次のことに留意しながら、迅速に、組織的に対応していくことが必要である。

- ア) 教職員がいじめを発見した場合や、いじめに関する相談を受けた場合は、一人で抱え込まず、いじめ情報をいじめ対応チームに報告し、情報を共有する義務がある。
- イ) いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全確保を最優先しながら、その保護者も含め継続的な心身の支援を行う。

- ウ) いじめた児童には、被害者の傷ついた気持ち等を認識させ、十分な反省を促すとともに、その保護者へもいじめの事実を正確に説明し、スクールカウンセラーとも協力して加害者の継続的な指導及び支援を行う。
- エ)いじめの事実関係を正確に把握し、いじめの構図を明確にするとともに適切に指導する。その際、いじめの対応に係る記録を残し、報告すべき内容を明確にしておく。
- オ) インターネット上への不適切な書き込みが認知された場合は、市教育委員会をはじめとする 関係諸機関と連携し、直ちにそれを削除する措置を行う。
- カ)いじめ解消の判断は、謝罪して終わりではなく、加害行為が相当の期間(3カ月程度)なく、 その時点で被害者が心身の苦痛を感じていないことが認められることとする。いじめが解消 している状態に至ったあとも、日常的に注意深く観察する。
- キ)いじめに対する措置を行うに当たっては、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには細 心の注意を払う。

このように、いじめへの対応は、迅速であること、組織的に対応すること、さらに、いじめが 解消したことで終わりでなく、再発防止・未然防止の活動までを含めた取組が必要である。その ことを踏まえ、次のことを行う。

ア)いじめが起こった場合の組織的対応の流れ図の作成(別紙①)

いじめが発生・認知された場合の対応方法やその具体的な内容について、各学校の実情に応 じた流れ図を作成するとともに、それが実効的に機能するように教職員の共通理解を深め る。また、必要に応じてその内容を検証し、修正を図る。

イ) 市教育委員会への報告

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、速やかにいじめの事実確認を行うための 措置を講ずるとともに、その経過等をその都度市教育委員会に報告する。

(5) その他の留意事項

ア) いじめ防止の取組に関する年間計画の策定(別紙②)

いじめの防止等のためには校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのために学校では、毎年いじめの防止等に関する年間指導計画を作成し、 それをもとに年間を通じて取り組むものとする。

イ) 校内研修の充実

いじめの防止等のためには、教職員の共通理解に基づく取組が不可欠であることから、学校 いじめ防止基本方針や児童の状況等、いじめ問題に関する校内研修を実施する。

その際<教職員用>「いじめと真正面から向き合うために」(いじめ対応プロジェクトチーム編 平成27年3月)を積極的に活用することとする。

ウ) 学校基本方針に基づく取組の評価・改善

学校評価を実施するに当たり、いじめ問題に関する項目を設ける。いじめ問題を取り扱うに

当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、アンケート等学校の実情を踏まえた具体的な取組状況や達成状況等についてPDCAサイクルに基づき、適切に評価する。

エ) 家庭・地域との連携

いじめ問題の克服のためには、家庭や地域との連携の下に推進されることが何よりも重要である。学校基本方針の保護者や地域住民への説明、いじめに関する学校の状況や具体的な取組等について理解が得られるよう、あらゆる機会を通じて家庭や地域に発信し、互いに連携・協働して取組が推進できるように努める。

オ) 学校間、並びに関係機関との連携

配慮を要する児童の情報を地域内こども園、小中学校間で共有し、一貫した指導体制を構築する。

(6) 重大事態への対処

- ①重大事態の発生と調査
- ア) 重大事態の定義
 - ○いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ○いじめにより児童等が相当の期間(連続3日以上。断続7日以上または年間30日以上欠席 している場合)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ※ ただし、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたと しても、児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったと きは、重大事態として捉える。
- イ) 重大事態の報告及び判断(別紙③)

重大事態と思われる案件が発生した場合は、校長は、直ちに市教育委員会に報告するととも に犯罪行為として取り扱われるべきと認める事案は警察へ相談・通報する。(発生時・調査 終了時)

- ウ)調査の趣旨および調査主体について
 - ○調査の趣旨

重大事態の調査は、重大事態に対処すること、及び同種の事態の発生の未然防止に資するために行う。

- ○調査主体
 - ・重大事態の調査は、学校または市教育委員会が行う。
 - ・学校主体の調査では「調査の趣旨」に基づく成果が得られないと判断した場合や、学校の 教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査する。
- エ)調査を行うための組織について
 - ○市教育委員会が調査主体になる場合
 - ・調査を行う機関として独立した丹波市いじめ問題専門委員会を組織し、公平、中立性を旨

として調査にあたる。

- ○学校が調査主体になる場合
 - ・いじめ対応チームを母体とした組織が調査する。

いずれの場合も、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係がない構成になっていることに留意する。

オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ○いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・当該いじめ行為がいつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係等について十分に聴き取る。
 - ・在籍児童や教職員にも聴き取り調査を行う。
 - その際、いじめられた児童や情報提供した児童を守ることを最優先する。
- ○いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合
 - ・当該児童の保護者の要望・意見を聞いた上で、今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・在籍児童や教職員にも聴き取り調査を行う。
 - ・児童の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止の観点から、自殺の背景調査 を実施することが必要になる。その際は、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」(平 成23年3月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にして調査する。

カ)外部専門家からの助言

いじめ事案の調査や指導の実施にあたっては、組織的に対応するとともに、積極的に外部専門家の助言を得る。

キ) 留意事項

- ○いじめ事案として調査した結果、「重大事態」と判断する場合、当初の調査資料を再分析したり、必要に応じ新たな調査を行ったりする。
- ○児童や保護者に対する心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すため、市教育委員会の指導 を受けながら、全教職員が組織的に対応する。
- ○情報提供に当たっては、関係者の個人情報やプライバシーに十分配慮するものとする。

②調査結果の提供及び報告

- ア)いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - ・市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に、調査の結果、明らかになった事実関係を報告する。
 - ・情報提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮した上で行う。
 - ・学校が情報の提供を行う場合、市教育委員会はその内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

イ)調査結果の報告

調査結果は市長に報告するものとする。

上記②のア)の説明の結果を踏まえ、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、当該児童及び保護者の所見を調査結果報告に添えることもできる。

(7) 資料の保管について

- ①いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法(記名、無記名、持ち帰り等)に 関わらず、実物を対象児童が卒業時まで学校が保管する。
- ②回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから5年間、学校が保管する。
- ③いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わりから10年間、学校が保管する。
- ④保管年限が経過した資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。